

武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針（案）

第 1 章 家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入に係る考え方について

1 家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入の背景等

(1) 国の動向

- ・ 国は、高度成長期からの廃棄物の急増やそれに伴う最終処分場の不足等の問題を抱える大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから脱却し、3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の実施と廃棄物の適正処分が確保される循環型社会形成の形成を推進するため、平成12年6月に、「循環型社会形成推進基本法」（循環基本法）を制定しました。
- ・ 循環基本法では、天然資源の消費が抑制され、環境負荷が低減されるという循環型社会の姿を明示するとともに、循環資源の処理の優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）を基本原則として定めています。
- ・ 環境省では、平成17年5月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正しました。
- ・ この改正では、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国の方針として家庭ごみ有料化を推進することが明確化されています。
- ・ また、環境省は、市町村が有料化の導入または見直しを実施する際に、参考となる手引きとして「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成し、市町村の有料化導入に向けた支援を行っています。
- ・ さらに、平成27年の国連サミットにおいて全会一致で採択された「SDGs（エスディー・ジー・ズ）」（持続可能な開発目標）では、17の国際目標を設定し、その目標達成のために「2030年までに廃棄物の発生を大幅に削減する」ことを掲げるなど、ごみの減量・発生抑制は、今や国際的にも大きな課題となっています。

(2) 東京都・多摩地域の動向

- ・ 東京都は、平成28年に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」において、資源ロスの削減に向けた施策として、「家庭ごみ有料化未実施の区市町村に対し、ごみ減量に有効な手法の一つとして、家庭ごみ有料化に向けた議論を促していく」としています。
- ・ 東京都市長会においては、多摩地域におけるごみゼロ社会を目指して、平成13年に政策提言として「多摩地域におけるごみゼロ社会をめざして 一家庭ごみの有料化について一」を策定し、循環型社会の形成推進に当たって、市民がごみの排出者としての責任を持ち、減量・リサイクルに努力するシステムとして、家庭ごみの有料化を挙げ、平成15年度までを目途に、全市において家庭ごみの有料化を進めるとしております。

- ・ 多摩地域の25市1町から搬入される廃棄物の最終処分を行う東京たま広域資源循環組合では、「第5次廃棄物減容（量）化基本計画」において、「ごみ減量に係る各種施策の中でも、ごみ有料化は減量効果が高い施策である」としております。
- ・ こうした背景から、多摩地域においては、26市中、武蔵村山市を除く25市が家庭ごみの有料化を実施しています。

(3) 武蔵村山市における経過

- ・ 昭和40年、武蔵村山市（当時：村山町）は、家庭ごみの収集を開始し、昭和47年には、収集拠点としてごみボックスを市内約1,000箇所に設置しました。
- ・ しかしながら、高度成長期に伴うごみの増加から、最終処分地の不足やごみ投棄のモラルの低下が顕在化してきました。そこで、市は、ごみの減量や適正排出の推進に向け、平成7年にごみボックスの撤去を行い、約20%のごみ減量を達成しました。
- ・ 市は、更なるごみの減量施策として、家庭ごみの有料化に係る検討を開始し、平成30年に策定した「武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画」において、「平成34年度（令和4年度）を目途に家庭ごみ有料化の導入を目指す」としております。

2 家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入の目的と効果

(1) 目的

(2) 武蔵村山市の現状と課題

- ・ 武蔵村山市におけるごみの量は、市民及び事業者の皆様の協力により、近年、減量傾向にあります。
- ・ しかしながら、平成30年度の市民1人1日当たりのごみ量を比較すると、多摩地域26市の中で、3番目に多いという状況です。
- ・ 最も少ない府中市と比較すると、1日につき133.2g、多摩地域の平均と比較しても、1日につき74.0gのごみを武蔵村山市民一人ひとりが多く捨てているという計算となります。

表 多摩26市における1人1日当たりの収集量(平成30年度)

自治体名	ごみ量(g/人日)	順位
府中市	520.5	1
東久留米市	525.8	2
立川市	526.7	3
西東京市	539.9	4
東村山市	541.0	5
多摩市	543.6	6
日野市	547.4	7
町田市	548.0	8
東大和市	549.1	9
稲城市	552.0	10
清瀬市	554.2	11
国分寺市	554.3	12
小金井市	561.6	13
国立市	565.6	14
狛江市	567.8	15
三鷹市	570.8	16
昭島市	572.5	17
調布市	582.4	18
青梅市	589.6	19
八王子市	592.1	20
福生市	625.3	21
武蔵野市	627.0	22
羽村市	638.7	23
武蔵村山市	653.7	24
小平市	662.1	25
あきる野市	760.5	26
平均	579.7	

(3) 家庭ごみ有料化実施自治体の状況

ア 導入状況

- ・ 全国の自治体において、既に半数を超える63.8%の自治体が家庭ごみの有料化を実施しており、多摩地域の26市では、武蔵村山市を除く25市が家庭ごみの有料化を実施済みです。

表 全国及び東京都自治体の家庭ごみ有料化実施状況(平成31年4月現在)

	全国			東京都		
	自治体数	有料化済	実施率(%)	自治体数	有料化済	実施率(%)
市区	815	472	57.9	49	25	51.2
町	743	518	69.7	5	4	80.0
村	183	120	65.6	8	0	0.0
合計	1741	1110	63.8	62	29	46.8

表 多摩地域26市の家庭ごみ有料化実施時期

有料化実施時期	自治体名
平成10年	青梅市(10月)
平成12年	日野市(10月)
平成13年	清瀬市(6月)
平成14年	昭島市、福生市(4月)、東村山市、羽村市(10月)
平成16年	調布市(4月)、八王子市、武蔵野市、稲城市、あきる野市(10月)
平成17年	小金井市(8月)、町田市、狛江市(10月)
平成20年	西東京市(1月)、多摩市(4月)
平成21年	三鷹市(10月)
平成22年	府中市(2月)
平成25年	国分寺市(6月)、立川市(11月)
平成26年	東大和市(10月)
平成29年	国立市(9月)
平成31年	小平市(4月)
未実施	武蔵村山市

イ ごみ減量効果

- 平成12年以降に家庭ごみ有料化の導入を行った全国155自治体の導入前年度及び導入翌年度の家庭ごみ排出量を比較すると、約12%のごみ減量効果が得られています。
- また、導入後1年以上が経過している多摩地域の24市においても、家庭ごみ有料化の導入により、約11%のごみ減量効果が得られ、導入5年後及び導入10年後もごみ減量効果が持続しています。

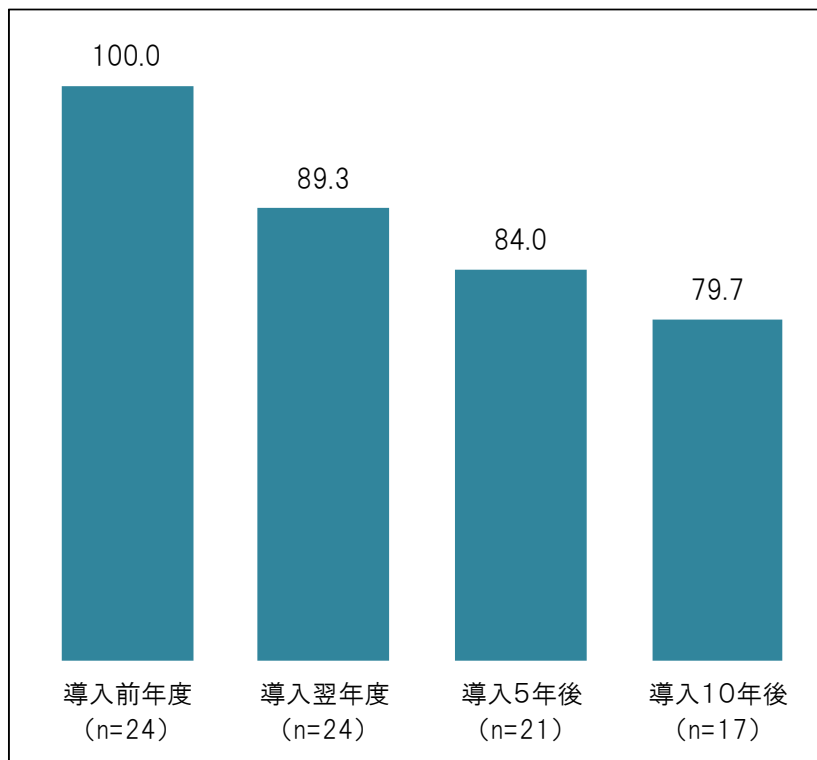


図 多摩地域家庭ごみ有料化導入市のごみ減量効果
(導入前年度を100としたときの割合)

表 多摩地域26市の収集ごみ量の推移

(上段:収集ごみ量(g/人日)、下段:有料化導入前年度を100としたときの割合)

自治体名	有料化実施年月日	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
		年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1	年度 10/1
青梅市	平成10年10月1日	8160	7755	6559	6849	7065	7175	7144	6943	6936	6979	6624	6636	6466	6380	6318	6313	6282	6202	6131	6046	5988	5896	
		1000	950	804	839	866	879	875	851	850	855	812	813	792	782	774	774	767	760	751	741	734	723	
日野市	平成12年10月1日	9482	9526	9326	8597	6891	6965	6914	6625	6691	6645	6397	6330	6068	5953	5843	5775	5742	5742	5742	5693	5595	5536	5474
		7311	7432	7357	7563	7164	6878	6860	6411	6700	6557	6276	6115	6033	5875	5806	5837	5858	5847	5847	5741	5686	5542	5474
清瀬市	平成13年6月1日	7311	7432	7357	7563	7164	6878	6860	6411	6700	6557	6276	6115	6033	5875	5806	5837	5858	5847	5847	5741	5686	5542	5474
		7980	8105	7985	7676	8031	6978	7029	7016	6969	6735	6582	6436	6339	6334	6292	6243	6243	6066	6005	5920	5751	5725	5725
昭島市	平成14年4月1日	8338	9073	8585	9409	8524	734	781	7729	7725	7534	7318	7183	6993	6908	6828	6711	6624	6517	6412	6325	6253	6253	
		1000	1000	907	916	907	906	884	859	842	810	809	801	789	789	783	777	755	748	737	716	716	713	713
東村山市	平成14年10月1日	8012	7874	8015	7565	7309	7024	6496	6353	6450	6399	6176	6016	5879	5781	5743	5704	5692	5639	5621	5535	5509	5410	
		7904	8066	8328	8148	8263	8030	7579	7565	7668	7557	7195	7057	6796	6796	6666	6783	6815	6821	6693	6632	6471	6366	6387
羽村市	平成14年10月1日	7994	8140	8083	7995	7796	7772	7740	7163	7234	7213	6886	6658	6496	6356	6303	6279	6231	6204	6007	5910	5824	5824	
		7120	7754	7636	7701	7591	7422	7518	6979	6311	6330	6182	6131	5939	5901	6076	6035	6036	6047	6095	6074	5948	5921	5921
八王子市	平成16年10月1日	8703	8497	8506	8335	8224	8033	7833	7688	7638	7662	7433	7206	6956	6955	6795	6767	6740	6575	6539	6432	6329	6270	
		7319	7395	7506	7601	7548	7163	6819	6732	6843	6666	6504	6254	6119	6036	5955	5896	5809	5779	5750	5633	5520	5480	5480
稲城市	平成16年10月1日	9293	9577	9554	9907	10081	10067	10409	8926	8925	8947	8642	8422	8049	7958	7925	7848	7809	7996	7980	7789	7598	7605	7605
		7597	7833	7642	7820	7655	7682	7458	7334	7304	6878	6542	6292	6121	6033	5948	5871	5893	5821	5802	5763	5685	5616	5616
小金井市	平成17年8月1日	7639	7654	7469	7382	7321	7346	7341	7212	7067	6307	6131	6015	5878	5819	5777	5699	5679	5643	5597	5538	5503	5480	5480
		8330	8399	8282	8320	8198	8127	8100	7939	7717	7157	7021	6807	6633	6456	6404	6349	6292	6094	6050	5868	5778	5678	5678
江崎市	平成17年10月1日	7528	7367	7216	7157	7075	6911	6889	6772	6459	5781	5702	5744	5706	5671	5732	5690	5622	5497	5444	5399	5399	5399	
		8580	8559	8315	7865	7412	7325	7224	7011	6909	6791	6759	5924	5856	5862	5812	5750	5651	5640	5550	5464	5436	5436	5436
西東京市	平成20年1月1日	8048	5947	5967	7744	7480	7382	7201	7024	7023	7032	6788	6601	6299	6067	6078	6116	6143	6045	5821	5761	5708	5708	
		8154	8048	7913	7870	7862	7726	7651	7395	7333	7081	6676	6435	6403	5373	5505	5530	5488	5397	5394	5267	5221	5205	5205
多摩市	平成20年4月1日	8765	8353	8067	8140	7823	7549	7463	7365	7349	7199	6968	6792	6639	6643	6595	6554	6096	5837	5784	5719	5632	5543	5543
		7460	8048	7330	7274	7136	7176	7103	6808	6783	6760	6482	6291	6107	6092	6076	6074	5991	5444	5445	5403	5325	5267	5267
三鷹市	平成21年10月1日	8274	8123	7955	8086	8199	8078	8089	7913	8115	7944	7696	7415	6886	6799	6475	6360	6461	6066	5606	5575	5509	5491	5491
		8222	7933	7646	7737	7669	7663	7638	7320	7415	7411	6994	6863	6713	6576	6611	6613	6681	6553	6553	6385	6079	5656	5656
府中市	平成22年2月2日	6987	6425	6442	6600	6635	6663	6757	6564	6654	6591	6414	6288	6185	6120	6094	6046	6050	5908	5838	5806	5641	5258	5258
		7665	8353	8067	8140	7823	7549	7463	7365	7349	7199	6968	6792	6639	6643	6595	6554	6096	5837	5784	5719	5632	5543	5543
国分寺市	平成25年6月1日	7460	8048	7330	7274	7136	7176	7103	6808	6783	6760	6482	6291	6107	6092	6076	6074	5991	5444	5445	5403	5325	5267	5267
		8274	8123	7955	8086	8199	8078	8089	7913	8115	7944	7696	7415	6886	6799	6475	6360	6461	6066	5606	5575	5509	5491	5491
立川市	平成25年11月1日	8222	7933	7646	7737	7669	7663	7638	7320	7415	7411	6994	6863	6713	6576	6611	6613	6681	6553	6553	6385	6079	5656	5656
		8987	6425	6442	6600	6635	6663	6757	6564	6654	6591	6414	6288	6185	6120	6094	6046	6050	5908	5838	5806	5641	5258	5258
東大和市	平成26年10月1日	7665	8353	8067	8140	7823	7549	7463	7365	7349	7199	6968	6792	6639	6643	6595	6554	6096	5837	5784	5719	5632	5543	5543
		8274	8123	7955	8086	8199	8078	8089	7913	8115	7944	7696	7415	6886	6799	6475	6360	6461	6066	5606	5575	5509	5491	5491
東久留米市	平成29年9月1日	7460	8048	7330	7274	7136	7176	7103	6808	6783	6760	6482	6291	6107	6092	6076	6074	5991	5444	5445	5403	5325	5267	5267
		8987	6425	6442	6600	6635	6663	6757	6564	6654	6591	6414	6288	6185	6120	6094	6046	6050	5908	5838	5806	5641	5258	5258
小平市	平成31年4月1日																							
武蔵村山市	未実施																							

3 位置付け

- ・ 「家庭ごみの有料化の導入」については、武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画に位置付けられており、実施については、武蔵村山市長期総合計画及び武蔵村山市環境基本計画との整合を図ります。

4 実施の時期

- ・ 家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施時期については、令和4年〇月とします。

第2章 実施計画の策定について

1 策定の時期

2 計画の内容について

3 計画策定体制について

4 留意事項

5 スケジュール概要